

仮庁舎(旧近鉄松下百貨店)来庁者の駐車場対応について

市役所仮庁舎（旧近鉄松下百貨店）に市民の方が自動車で来庁された場合の有料駐車場利用料金について、下記のとおり対応する。

記

対応方針：市は、来庁者が徳山商店連合協同組合と契約している有料駐車場を利用された場合に限り、原則1時間分の駐車場利用料金を負担する。

対象者：① 仮庁舎窓口に申請・相談・手続き等で来庁された方
② 市民利用会議室の利用者 等

負担方法：徳山商店連合協同組合が発行する共通サービス券の配布により負担する。

発行方法

◆窓口来庁の場合

- ① 各課で対応した職員が駐車券に確認印を押印し、総合案内に案内する。
↓
- ② 総合案内では、駐車券に確認印が押印されていることを確認し、1時間分の共通サービス券を原則1枚交付する。

◆市民利用会議室利用の場合

総合案内又は会議室受付担当職員が会議室の申請状況を確認し、駐車券に確認印を押印し、1時間分の共通サービス券を1枚交付する。

対象施設：表1のとおり

周知方法

- ・市広報やポスター・チラシ等で周知に努める。
- ・窓口職員等の声掛けにより配布漏れを防ぐ。

表1

«対象施設一覧»

- ① ピピ510 (24H)
- ② 除外
- ③ 銀南街地下駐車場 (8:00~21:00)
- ④ 徳機駐車場 (24H)
- ⑤ 市営駅前地下駐車場 (7:00~22:00)
- ⑥ 市営代々木公園地下駐車場 (7:00~22:00)
- ⑦ 徳山駅前ストップパーキング (24H)
- ⑧ ASAHI PARK徳山銀座通り (24H)
- ⑨ 糸町駐車場 (24H)

«位置図»

